

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 28 年度）

平成 28 年 5 月 11 日

東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市新旭町庁舎整備事業	整備：平成 29 年度から平成 31 年度まで 維持管理：平成 31 年度から平成 46 年度まで （予定）	新旭町庁舎の施設整備及び維持管理業務、民間施設誘致	東大阪市旭町	平成 28 年 8 月（予定） 東大阪市ウェブサイトにて公表	管財室 電話 06-4309-3125（直通）